

# 養父市農業委員会

## 第23回会議録

令和6年8月23日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第23回会議録

1. 開催日時 令和6年8月23日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第73号 農用地利用集積計画の承認について

議案第74号 非農地証明交付申請の承認について

議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 出席推進委員（11名）

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
18番 谷村昭雄	19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

### 7. 欠席推進委員（1名）

21番 鎌谷壽三男

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : ただいまより第23回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中から本日は二班に分けて現地確認をいただきました。大変暑い中、本当に御苦労さんでした。もう来月9月になりますと、本格的に稲刈りのシーズンに入ります。うちの近所の方がもう稲刈りをして精米したら、今年は去年に比べて乳白米が少なかったという話もしてました。それでもちょっとカメムシの被害があったというふうには言っておりました。今年は全体的に去年よりは乳白米が少しましになるんじゃないかなと思います。本日も大変暑い日、大変な日が続いております。9月に入ってもこの気候というか気温が極端に下がるとは思いませんけども、皆さん十分気をつけて稲刈りをしていただきたいと思います。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について報告いたします。本日、農業委員は全員出席でございます。農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については11名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

山根会長 : それでは、始めます。養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、11番の木下農業委員と2番の吉村農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第73号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : では、1ページ目を御覧ください。議案第73号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和6年9月2日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が898平方メートル、1筆、合計で898平方メートル、1筆です。利用権の設定を受ける戸数は1戸、設定をする戸数は1戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が1筆、898平方メートル、うち新規が1筆、898平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数は5年契約が1筆、898平方メートルです。詳細については、次ページ以

降に記載をしております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第73号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第74号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 3ページを御覧ください。議案第74号「非農地証明交付申請の承認について」です。1番、関宮の土地4筆で、面積が296平方メートルです。所有者は関宮の方で、非農地の事由としましては、昭和59年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは6ページから10ページとなっております。

2番、大屋町筏の土地2筆で、面積が209.91平方メートルです。所有者は大屋町筏の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃より宅地化、原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは11ページから15ページとなっております。

3番、三谷の土地1筆で、面積が108平方メートルです。所有者は三谷の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃より原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは16ページから20ページとなっております。

次のページを御覧ください。4番、大屋町樽見の土地4筆で、面積が1,072平方メートルです。所有者は神戸市須磨区の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃より宅地化、山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは21ページから27ページとなっております。

次のページです。5番、八鹿町今滝寺、八鹿町八木の土地16筆で、面積が5,700平方メートルです。所有者は大阪府交野市の方で、非農地の事由としましては、平成10年頃から原野化、山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは28ページから49ページとなっております。

5番の件につきまして、事務局から補足説明を事前にさせていただきます。この八木、今滝寺の地区につきましては、とても山深いところにございまして、養父市農業委員会でもあります地番図にも表示がないような場所ばかりでございまして。現在、地籍調査中ですが、数年後には登記地目は変わっていくことになりまして、地権者が御高齢ということもあり、生前贈与を地元の親戚の方に譲渡したいという思いから、今回、この非農地申請がありました。地籍調査では、現在、測量中ですので、具体的な境界ですとか場所というのは分からない部分はありますが、ほとんどが山林地目に変更されるということです。現地の写真につきましては、照会資料をつけておりますけれども、高齢であることや熊も出そうだというようなことありまして、山奥の農地につきましては、これまで地籍調査の際に撮影した写真を添付しております。少し分かりにくい写真もございまして、御審議のほどをよろしく願いたいと思っております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の関宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。まず、場所なんですけれども、国道9号線を関宮方向に上がって行って、地域局の手前の信号の手前のところを左に入った、関宮サービスさんの裏にある土地なんです。

9ページを開けてもらったら写真があるんですけども、真ん中の原っぱというか、農地のところを挟んで向かい合わせて車庫が建っています。この車庫の閉まっているほうが今回の方の車庫で、反対側の一個真ん中に空いてるところがあるのは違う方の車庫なんです。お父さんから譲り受けたらしいんですけども、ここが田んぼになってしてあるというのを全然知らなかったもので、今回、自分が元気なときにちゃんと整理しておきたいということで、申請されて初めてここがまだ田んぼのままということが分かって、今回されたみたいなんです。車庫の中にも土地がかかっているんで、こういうふうな地図になってますけれども、きれいに整地してありますし、今さら田んぼに戻すことはできないと私も思いましたので、これは妥当かなと思って今日見てまいりました。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。先ほど濱田委員のほうから説明がありましたとおりです。田んぼということですが、この写真のようにもう敷碎石がずっと敷き詰められて、そこにまた草が生えているというような状況になっています。御本人も全

く知らなくて、お父さんからもう宅地になったと、正式になったというふう  
に聞いていたそうなのですが、相続をしてみたらまだ整理ができていなかった  
ということが分かったので、今回、整理させていただくということで、そうい  
うお話でした。ということで、非農地証明の交付申請に承認をすればいいと私  
は思って、皆さんにお願いしたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
24番、井上推進委員。

井上推進委員： 推進委員の井上です。委員の方、早朝より暑い中、現地視察いただきま  
してありがとうございます。私も記憶にないんですが、昭和39年ということ  
でしたら私もまだ若い頃で、この辺の土地が、「えっ、田んぼだったのかな」と  
思いながら、一応、現地に入らせてもらいました。やむなく農地らしきことも  
ございませんので、西谷委員のおっしゃるとおりでいいんじゃないかと思いま  
す。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第74号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決  
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし  
た。

続きまして、番号2番の大屋町筏の件について、担当農業委員より説明を求  
めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。資料の11ページを御覧いただきますでしょうか。まず、場  
所の説明から申し上げます。大屋町の筏地区です。若干、字が小さいですが  
も、この地図の真ん中上ぐらいに天滝のキャンプ場があります。要するに、手  
書きで書かれてる大屋町筏地区のほうを上に向かっていきますと天滝に該当  
します。その南側、筏地区の村の中をずっと川沿いに上がっていったところ、  
南に下ったところ、このままずっと真っすぐ下りますと大屋町の和田とか明延  
のほうに行きます。車では行けない道ですけども、その途中です。申請地、

この11ページでは申請地が1か所になっていますけども、実際には2筆あります。それが分かるのが11ページ目、12ページ目になります。13ページ目の右側の細いほうは、14ページ目の写真を見ていただきますと、若干分かりにくいんですけども、14ページ目の写真の下2つです。川沿いの、幅が1メートルか1.5メートルぐらいで、長細い、もう本当に川沿いであってそこにどうやって行けばいいのかというようなところの土地です。

もう一つの土地が、1271-1です。ここは写真が4つありますけども、左上、見てもらったら分かりますように、写真の奥のほうに建物があります。この建物を含めて、建物がない辺りも対象の土地になっています。この建物がないところなんですけども、右上の写真を見てもらいますと、写真の真ん中辺に白い擁壁があるんですけども、これは山のほうからかつて車のタイヤぐらいの石がゴロゴロと道路に転がってきたことがあったようでして、ここはもう使われていない農地であるということから、市のほうが石留め擁壁を造らせてくれということで、この農地の真ん中ではないですけども、真ん中ちょっと道路寄りぐらいのところに高さ60センチぐらいの擁壁が既に構築されてます。こういうような、とても農地としては使えないのではないかと思われるような状況に至っております。始末書も提出されています。本人はこの頃もう、本人の親戚の方がここを畑地として使われておまして、その方が勝手に建物を建てて、知らん間にこういうような状況になっていたということです。今回、この方も、いわゆる終活の活動をしている中でここを調べてみたら、まだ畑地だったということで、地目変更したいということになっております。御審議のほうよろしくお願いたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼させていただきます。午前中にこちらのほうに、今、前川委員さんのほうから説明があったところを見て回りました。説明があったとおり、14ページの写真を見れば一番よく分かるんですけども、結果的に言えば、これをどうのこうのして田んぼというか、耕作地に戻すということはまず不可能ということに感じております。そして、なぜそうなのかというのを一番決め手になったのは、もう、この写真で見てもらって分かるように、1筆目につきましては、上から何か大石が、大きな岩が落ちてきたということで役場というか市のほうから、道に今度落ちてきた岩が落ちないように擁壁を建てられているということで、これを取り除いて云々ということはずまず不可能ですし、それから、下の、次に、1272のところの写真を見ていただいたら分かりますように、もう原野化しておまして、とてもこれをどうのこうのという話にならないということです。あとのことにつきましては、先ほど前川委員さんが丁寧に御説明いただき

ましたので、それを参考にしていただけたらというふうに思います。現地を見  
させていただいた私にとっては、これは当然、非農地でしか仕方ないなという  
思いがしていますので、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。お二人の委員の説明のとおり、ここの農地はとっても  
農地に戻すということが不可能な場所だと思いましたので、このとおりで致し  
方ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第74号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決  
することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし  
た。

続きまして、番号3番の三谷の件について、担当農業委員より説明を求めま  
す。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。今朝ほどは御苦労さんでした。16ページから20ページま  
でが担当のページになっております。16ページのこの地図ですけども、上のほ  
うが広谷方面。下側は建屋方面に上がる道になっております。それで、三谷と  
いう部落に入る途中から山に上がるようになって、この道をずっと上がると熊  
野高原のほうに上がる道の途中です。これは大屋の宮垣のほうに抜ける道にな  
っております。17ページの途中にちょっと赤い丸が書いてある1024という番地  
のどこなんですけども、これが18ページに1024の地図があります。それで、19  
ページに写真が出とるんですけども、こういうような状態のところで、もう大き  
な木が生えて、地目は畑になつとるんですけども、これを元に戻すというのは  
ちょっと不可能のように思います。この方は相続されて、三谷の下のほうでは  
田んぼの耕作、水田の耕作をたくさんされとるので、こういうところを畑に戻  
してということはもうちょっと不可能のように思いますので、よろしくお願ひ

したいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 暑い中、大変御苦勞さんでございました。今、地元委員の説明がございましたが、別段、私が付け加えて言うところもございません。ひとつ皆さんの御理解をお願いいたしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。今、説明があつたとおり、農地に戻すにはちょっと難しいと思うような土地でしたので、よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第74号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の大屋町樽見の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。21ページの見取図を御覧ください。その見取図の上側のほうが至宮垣と書いてありますが、これ養父宍粟線です。そのの広谷とか宮垣の方面。下側のほうが、至中村となっていますが、これが大屋のほうに行くという形で、ちょうどこの宍粟線と併せて矢印になっている部分が大屋川というところがあります。そこの樽見の集落になりますけれども、ちょうど川を挟んで左側のほう、下川原と書いてあります。と、それからもう一つは上ノ山と書いてある右下のところと、この2か所があります。

22ページの航空写真を見ていただきましたら、まず、そこのほ場がずっと並

んでおりますけれども、白い屋根、白く光っているところがありますが、これが上側の方の土地でありまして、2か所ありますけれども、そこはもう既に、右のほうは今も住んでおられますけれども、左のほうが今は空き家になっています。そのちょうど間ぐらいのところに赤で囲ってあるところ。

それからもう1か所、22ページの下のところ。これは今とまるきり川の反対側のほうの、ちょうど赤くなっているところ。ここが山になっている部分であります。

25ページを見ていただきましたら、25ページのところに、先ほど空き家になっているというところの今回の申請があった土地がそこに近くで囲ってあります。手前側のほう、左側のほうがこれが倉庫というか、平家のトタンぶきの屋根、物がまだ残っておりますけれども、この部分と、その右のほう、木が植わっていますけれども、ここが今、畑地であったものを、今回これを非農地をお願いをしたいということで、畑に復元するようなことはできませんし、妥当かなというふうに思います。

それから、山になっている、26ページの現況写真を見ていただきますと、これは昔、畑地であったものを、もう30年以上たつようでありましてけれども、杉の木が植えてあります。そこの始末書にも書いてありますけれども、今回この相続をされた娘さんが神戸のほうに住んでおられますけれども、先日相続をしたということで、管理等もなかなか難しいということで、もう非農地にぜひお願いをしたいということで依頼がありました。御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健次委員： 3番、藤原です。地元の農業委員の方が詳しく説明がありましたとおりですので、我々も確認してきました。現状写真25ページを見てもらったり、それから次ページの杉の植林されたところ、これは下のほうから確認してきました。始末書も出されていますので、申請どおりにひとつ御審議のほうお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど委員の説明があったとおり、やむを得ないと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第74号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の八鹿町今滝寺の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中は現場確認、大変御苦労さまでした。まず、関連ページですけれども、28ページから49ページとなりますので、よろしくお願ひいたします。先ほどちょっと事務局のほうからも簡単に概略説明をしていただきました。言われたとおりで、多少、私の話と重複するところがあるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、28ページの位置図とそれから30ページの航空写真を見ていただきまして、まず、場所になりますが、9号線の下八木の交差点を今滝寺地区の方向に上る途中に点在する地目、畑、田、現況は山林なんですけれども、今回これが申請地となっております。令和5年度に地籍調査を行ひまして、それを行った中の全16筆が今回の農地申請に上がつる場所になります。先ほどもありましたけれども、非常に風雨によって荒れております。現場に入ることが困難なもので、ここにあります航空写真を見ていただきまして御理解をいただきたいと思ひております。また、30ページの赤枠で囲ってある部分。これが今滝寺地区の今回の申請箇所9か所になります。一応、赤枠は8か所なんですけれども、真ん中の部分を拡大して29ページに収めておりますので、29ページ合わせて9か所になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、説明に入らせていただきます。

まず最初なんですけれども、31ページの字限図を見ていただきましたら、これが元屋敷というところになります。元屋敷の現況になるんですけれども、ページ数は40ページになります。40ページの現況写真を見ていただきましたら分かるおと、宅地の横になるわけなんですけれども、番地としては147番地になります。三角の部分になりますけれども、このように非常に原野化しているという状況に実際なっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひております。

その次が伏川、地目が田ですけれども、写真は41ページの341番地とそれか

ら329番地、これが実際の現場の写真になっております。非常にもう、平成10年頃から山林化しているという状況になっておりますので、これも写真で確認をお願いしたいなと思っております。

続きまして、東山になります。35-13番地、地目は畑です。畑なんですけれども、写真では42ページの現況写真を見ていただいたら分かると思うんですけど、完全に山林化しております。以上です。

それと、次に移ります。今度は東尾。東尾に関しましては、209番地の3は字限図にはございません。これは写真の中にはないんですけども、4筆になるわけなんです。207番地と233番地、それから230番地ということで、現況写真はページは43ページを見ていただいたとおり、ちょっと崖も崩れておりますし、赤枠で囲ってある部分は完全に山林であるという状況になっております。

続きまして、平石になります。筆数は2つ、317番地と318番地ということで、ページ数は44ページの現況写真を見ていただくと分かりますように、もう完全に荒れて山林化の状況です。

次が後山というところになります。ページ数は45になります。番地としては33-3番地。これも同じです。みんな同じになっております。山林化しております。平成10年よりこの状態がどの地区、どの場所も続いているということになりますので、よろしくお願ひします。

次に水山になります。水山というところ、これも畑なんですけれども、番地が2-8になります。ページ数は46ページ、これが水山の現状の写真になっております。これも同じく木が生えて、かなり原野化して山林化しておりますので、このとおりになっております。

次が、ここからのこの後2つ、城坂とそれから井口という、この2つがあるんですが、これは一応、今滝寺地区に上がるこの道の縁から見る事ができます。一応、城坂の部分がページ数47になるんですけども、川の向こう側ということになるんですけど、筆数としては1、2、3、942-1番と942-2、それから942-3ということで、完全にあれです、昔は田でしたんですけども、もう木が生えて全然もう山林化してしまつとるような状況になります。

最後になりますけれども、井口というところがあります。これもちょうど今滝寺に上がったすぐの川向こうになるわけなんですけれども、967番地になります。これも田でしたんですけど、ちょっと田に見えない、完全な山林で。

以上、見てもらったとおり全部で筆、16筆あるんですけども、ほとんど原野化もしくは山林化ということで、現況写真を見ていただくと分かるんですけども、平成10年より管理がもうほとんどできないと。高齢化によって管理ができないということで、荒れ放題になってしまったということでありまして。現況、農地としての再生はもう見ていただいたとおり無理ですので、地域の同意も得られております。また、始末書も提出されておりますので、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。今日も午前中、現地の確認に行っていました。秋山委員のほうからの説明があったとおりです。特に現地に行った47ページ、それから48ページ。ここの土地につきましては、現地を見てもどこが田だったのか、そういうことも確認できないほど完全に林野化されています。48ページにつきましても、どこを歩いていたらこの農地に行けたんだろうというような、そういう場所ですし、このように雑木が生い茂っております。秋山委員が言われたとおりだと思いますので、皆さん、よろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中、現地を確認してまいりました。もう30年ほど前からほったらかしで山林化しております。この地区は今、誰も住んでおりません。だから、もう農地にするということは多分不可能だと思いますし、今の現在の原野化があれだと思いますので、よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第74号の5番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第75号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 50ページを御覧ください。議案第75号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号1番、養父市広谷の土地1筆、養父市上箇の土地1筆、合計面積は749平方メートルです。申請人は養父市上箇の方で、自身が経営している株式会社が申請地の近くにあり、その会社で使

用する重機や社用車を止める駐車場がないため、申請地内に露天駐車場を建設し、会社へ貸すことが転用の目的です。関連ページは51ページから54ページです。

申請番号2番、養父市奥米地の土地1筆、面積は122平方メートルです。申請人は明石市の方で、ほたる祭りや村のイベントなどで使用する駐車場が不足しているため、露天駐車場を建設し貸し出すことが転用の目的です。なお、こちらの申請地は、今年行われましたほたる祭りで既に露天駐車場として使用されていたため、事後での申請となります。申請に当たりましては、始末書を添付していただいておりますので補足させていただきます。関連ページは55ページから58ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の広谷、上箇の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については農用地区域外にある農地です。養父市役所、養父地域局から300メートル以内に位置しているため、原則転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員の説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員：8番、圓山です。よろしく申し上げます。早朝より現地調査班の方には暑期中、本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。51ページを御覧ください。51ページ、白黒なんですけど、赤く囲まれた申請地と書いてあるところが申請地となります。近くには地域局、広谷郵便局、Yタウン等がありまして、この申請地はちょっと写真を、52ページを見ていただくとカラーでよく分かるんですけど、大屋川と養父宍粟線に挟まれた場所にあります。ちょうどこの挟まれた場所というのは、今、大きなお店というか卸売屋さんとかえんどう眼科さん、賃貸のアパートなどが建っていて、昔は田畑だったんですけど、本当にどんどん開発されて建物が建っている場所になります。そして、黄色く囲まれた場所が、今回申請された方の会社の場所になります。間1軒分空いて緑に囲まれた場所を駐車場として転用させてもらいたいということです。この2つの申請

地の間には水路があるんですが、地区の了解も得られて、全てを蓋するのではなくて、通るところだけ蓋をしたりとかするようにして利用したいということで、連たんした駐車場として使われるようです。

54ページを御覧ください。これが駐車場の計画平面図になりますが、色は少し変えてあるのが、土地が別々なので色を変えてありますが、区画を書いて駐車場にするというのは同じ設計です。もうここは、この地区というかこの場所自体が隣に携帯電話の基地局があったりして本当に田んぼをされる方が少なく、隣、山椒畑もあったりとかするところで、転用されても農地等ほかのことには影響ないと思われまますので、御審議のほうをよろしく申し上げます。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど担当委員さんが丁寧に説明されたとおりでございます。周辺の農地に関しても、それから近隣の承諾も得られているようですので、問題はないと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今、御説明があったとおりです。御審議よろしく願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第75号の1番を採決いたします。  
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の奥米地の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基

準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、事後の転用申請となりますが、同意書や始末書等にて確認し、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員の説明を求めます。  
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。今朝ほど現地調査に入りまして、詳しく見させてもらいました。現場は奥米地に入ってすぐ右側の一番かかりでございます。この土地の所有者の住んでおられる家は空き家になっとなって、誰もおってはいないんです。息子さんが明石か、におられるんですけど、奥米地に帰ってくることもございませぬし、農地をそのままほっておくのももったいない話だし、奥米地のために何とか利用してもらえるものなら利用してくださいというような話もございまして、それならば奥米地区として利用させていただこうかということの話が盛り上がりまして、そこまではいいんですけど、ここに書いてあるとおり、事前着工でございます。その点につきまして、皆さん方の御理解をいただきたいのと、また、蛍の鑑賞道路の入り口でもございますので、何とかそこを御理解いただいて、そして部落のためにも何とか協力したいというのが私たちの考え方でございますので、ひとつよろしく御協力のほど賜りたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひします。ただいま担当委員の方が詳しい説明をされましたので、改めて言うことはないんですけども、今回地域イベント等で路上駐車も多くなった関係というのもあるらしく、事後転用ではありますけれども、申請を上げられたようでございます。以前より地域事業にも活用されておったということで、畑も踏み固められ、営農ができる状態ではないです、見た感じ。それから、常設のモニュメントと看板ももう立っております。これはもうかなり前から立っているということで、もうそれも一緒に含めてということで、今後は農地の活用もないと思われます。また、隣接ほ場への影響もないものと思われますので、本申請は許可相当かと思われます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 藤本です。今、先ほど説明がありましたように、この該当農地につきましては、県道と米地川に挟まれた末端の農地でありました。ですので、ここは転用されましても、何ら他に影響はないというふうに考えております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第75号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議長： ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第76号「農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、59ページを御覧ください。議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号1番、養父市大屋町糸原の土地3筆、合計面積は612平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町小山の方、譲受人は養父市大屋町門野の株式会社です。隣接地で経営している宿泊施設の規模拡大に伴い駐車場が不足しているため、申請地内に露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは61ページから65ページです。

申請番号2番、養父市大屋町夏梅の土地25筆、合計面積は41,351平方メートルです。譲渡し人は60ページのとおり、養父市大屋町由良の方ほか20名、譲受人は大阪府堺市の株式会社です。譲受人は製造、加工を行っている会社で、中国にも工場進出をしておりましたが、昨今の情勢を鑑みて中国からは撤退いたしました。日本国内での生産力を高めるため、既存工場の近隣である申請地内に工場、露天駐車場、調整池、グラウンドを建設することが転用の目的です。移転する権利は全て所有権です。関連ページは66ページから79ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。

それでは、番号1番の大屋町糸原の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請内容1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見としまして、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中でしたが、令和6年3月6日をもって農用地区域外となりました。住居等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。61ページを見てください。黄色い線が入っているのが県道6号、養父宍粟線です。上側のほうが大屋、広谷方面です。下が明延方面です。その糸原という地区にあります。申請地は大屋町糸原、これは糸原バイパスの隣のほうになります。申請者は、大屋町門野にある会社で、ゲストハウス巣箱というのを運営しております。何かといいますと、古民家を改造して素泊まり施設をただいま運営しております。今回申請のところは、その素泊まりで来られるお客様の駐車場を建設するというので、もともとその建物を所有しておられる方の方から購入されるというようなことを聞いております。

62ページ、63ページを見てください。62ページの丸のところは申請地でございます。右側のところは県道6号、養父宍粟線です。その上のほうが、もともとの県道の今現在は市道になっております。それから、63ページを見てもらうと、298番、301番1、300番1、この3筆がそうなのですが、えらい少ないような感じがするんですけど、県道糸原バイパスによって土地を削られて小さな土地となっております。

それから、64ページを見てください。64ページ上の黄色い箇所、ここが申請地でございます。下になるのがその運営施設、ゲストハウス巣箱というところでございます。

65ページが計画図でございます。特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員：失礼いたします。11番、木下です。先ほど現地農業委員さんのほうからも説明がありましたように、64ページのところが一番よく分かると思うんですけども、写真を見ていただきましたら左に運営施設と書いてあります。ここがもう既に経営をされている、そのお家だけを貸すハウスみたいです。そのため駐車場ということの前なんですけれども、その隣もこちらの方の持ち物で、今は少し荒れているような状況ですけれども、今のところはほかのものに転用する気はないので、そこを畑か何かにしてここに住まいの方の野菜か何かを作ったらどうかなというような夢のお話も出ました。そういった意味で、これから広がる、都会の方々が恐らく来られると思います。そういうような方を呼び込むためにもやはりこういう施設も必要ではないかと思しますので、あとの現地的な内容、先ほど農業委員さんのほうから説明があったので、私のほうからはいたしませんけれども、そういう状況での転用ですので、何とぞ御理解のほういただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、議案第76号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議長：ありがとうございます。挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町夏梅の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前はこちらも農用地区域の中にありました。申請により令和4年7月7日をもって除外が完了したため、農用地区域外となります。こちらは土地改良事業を行い整備した農地であり、農地の集団規模が10ヘクタールを超えるため、原則転用が認められない第1種農地となります。しかし、農地法には第1種農地でも許可できる例外規定がございまして、農地法施行令第4条第1項第2号のへ(5)に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する計画に基づき施設の整備を行う

ものについては、例外的に許可できることとなっております。今回の申請がありました内容は、この法律に基づき既に承認を受けたものの工事であるため、農地法で定められた例外の規定に該当します。よって、許可の対象となることとなります。また、一般基準につきましては、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

事務局 : すみません、それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。養父市の中で1ヘクタールを超える開発の転用申請というのはめったに見られないんですが、この度大屋の工場が建設されるということで、4ヘクタールの規模ということでございます。この規模のレベルということになりますと、他の法令等の認可も必要ということがかなり多くなってきております。農地法の許可の審査の中におきましても、農地法施行規則第47条で他の行政庁の処分の見込みがないとか、事業の施行に対して義務づけられている協議を行っているとか、そういったような要件もございます。ですから、例えば都市計画法に基づく開発許可申請が、もちろんこの規模になりますと必要になってきておりまして、そちらも随時、同時進行で進められているという、そういう状況となっております。ですから、農業委員会の審議も許可相当となったとしましても、許可が下りるのはそうした都市計画法の開発許可申請と同時期ということとなりますので、どちらが先、どちらが後というようなことではなく、同時に進められているというようなことになってまいります。ですから、通常2か月程度で許可が下りておりますが、こういったような大きなものにつきましては、他の法令の状況も手続を踏まえながら許可が出されるということとなっております。都市計画法の手続等につきましても、事業者のほうで進められていっておりますが、それ以外の法令の状況につきまして、例えば産業廃棄物の処理の防止に関する条例、こういったような手続も済まされております。それから、緑条例、緑を一定以上つくらないといけないということで、図面を見ていただいとおり、この中でも相当多くの緑地帯が造られているというのが見てとれますが、これはこういったような条例等に基づくものということとなっております。そうした中で、他の法令も関連してまいりますので、この審議の中で許可相当ということになりましたら、厳密に言えば他の法令も踏まえて許可相当ということとなりますので、補足をさせていただきます。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。66ページの航空写真を見てください。場所でありましてけれども、県道養父宍粟線というものが通っているところの大屋川を渡っていただいたところ、ここが市道になっておりまして、そこに黄色になっているところありますけれども、これが現在の工場であります。ここでは今50人ほどの方が働いておられるようですけれども、大阪の工場から大屋工場ということで始まったものでありますけれども、今度いろいろと会社で、中国にも進出をされておられて、中国での情勢とかいうようなこと、また台湾等の関係のこともあり、いろいろ考えられた中で、さらにもっと広い場所に工場を建てようということで、その赤枠で囲ってあるところ、100人ほどの従業員を雇いたいというようなことで、これだけの4ヘクタールを超すような規模の土地を確保されて、農用地外になってから2年たっておりますけれども、こういうものを今確保されているというところでありまして。

次の67ページからずっと字限図があります。これは既にもう御覧になっていただいていると思っておりますけれども、その字限図の次の75ページのところ、これがちょっと地図があまりにも小さいので、A4判で今日別とじのものを用意していただいております。

それをちょっとそのA4判の図面を見ていただきましたら、全部で大きく3分割できると思っておりますけれども、ちょうど真ん中を通っているところがこれが現在の市道であります。上側のほうの右手のところにはもう既に工場が建っております。これは別会社のものであり、また下のほう側の右側にも、これも別の会社がもう既にそこで起業されているというところでありまして。今回この3分割をされるに当たって、一遍にはできないので4期に分けて工事を行うということで、田んぼでたくさん土を入れないとできませんので、それを入れながらというようなことのように思っておりますけれども、取りあえずはその3分割のうち一番下、右下のところ、工場を1つ、それから駐車場、それから、その右側の四角、こうなっているところ、これが調整池であります。この調整池のところ、今の全ての排水等の水をここに集めて、きれいにしてそして大屋川に流すというような計画で、必ずこういう工場等には調整池をつくらなくてはならないという法律があるようですので、それがあります。この部分を、これで許可が出ましたら早速この工事をすると。その道路を挟んで上のところは2期工事、3期工事というような形。そして、左のところ、グラウンドとなっているところが、これが最終工期の4期目というような形で行われるというようなことになっております。その図面の中で白くなっているところがあります。真ん中に緑の四角で囲ってあるところ、これは関電の送電線がある鉄塔が既にもう立っております。その部分でなっております。こういうようなところを、今回工事を4期に分けて行うというようなことで、大変大規模な工事、そして埋立てをするにしても、特にこの2期、3期工事の上側の部分のところ、かなりこ

れも土を入れないとできないような形になっておりまして、その辺りのところでかなりのお金が必要になってくるように聞いております。一つこういう許可をいただいて、そして県に上げて、そこでまた許可が出ましたらいよいよ着工というような形になるかと思えますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。この会社は平成の初めぐらいに大屋にできた会社と聞いております。私も大屋におる時分には80人、大方100人近い従業員さんが働いておられました。平成21年ぐらいからほとんど閉鎖状態に、中国に変わって今、谷垣委員さんの説明にもありましたように、中国のほうのこともありまして、いつ頃だったかな、平成27年か8年ぐらいからこちらに戻りたいなというような話も聞いたりしておりました。今回これが実現できるのかなと思っております。雇用が増えるということはとてもいいことじゃないかなというふうに私も思ひます。現地の説明は谷垣委員さんが言われましたので、控えさせていただきますが、特に100人以上の雇用が生まれるんじゃないかという、今日、会社の方の説明もございましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど委員の説明があつたとおりです。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第76号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務

局より説明を求めます。

事務局 : 80ページを御覧ください。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、建屋の土地1筆、面積が776平方メートルです。譲受人は建屋の方で、譲渡人は西宮市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月28日で、許可日が7月19日となっております。

2番、三谷の土地1筆で、面積が1,168平方メートルです。譲受人は三谷の方で、譲渡人は神崎郡の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月1日、許可日が7月19日となっております。

3番、大屋町宮垣の土地1筆で、面積が99平方メートルです。譲受人は大屋町宮垣の方で、譲渡人は愛知県名古屋市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が7月1日で、許可日が7月19日となっております。

4番、大屋町須西の土地3筆で、合計面積が2,409平方メートルです。譲受人は大屋町須西の方で、譲渡人は大屋町中間の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月2日で、許可日が7月19日となっております。

5番、八鹿町八木の土地2筆で、合計面積が548平方メートルです。譲受人は八鹿町八木の方で、譲渡人は八鹿町八木の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月16日で、許可日が8月6日となっております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 81ページを御覧ください。報告②「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は大藪の土地4筆で、合計面積が4,856平方メートルです。申請人は大藪の方で、取得した日が令和6年7月8日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は大屋町樽見の土地13筆で、合計面積が6,661平方メートルです。申請人は神戸市の方で、取得した日が平成29年8月31日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は奥米地の土地16筆で、合計面積が5,393平方メートルです。申請人は奥米地の方で、取得した日が令和5年8月29日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

番号2番の大屋町樽見の土地の耕作者につきましては、養父市の方によって耕作されていることが分かりました。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第23回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 小根達夫

署名委員 木下 計介

署名委員 岩村 茂之